

平成17年4月1日の登米市誕生から、はや3年が過ぎようとしています。

合併を翌年に控えた平成16年6月に旧9町による合併協定書への調印が行われました。この合併協定書には、平成15年4月1日の登米地域合併協議会設立以来、新しい自治体の基本となる事項として9つの町で協議・決定されてきた50項目にわたる合併協定項目が記されています。

合併協定項目は、さらに調整の方針を示した158件の協定内容から成り立っていますが、そのうち121件は、市の名称や合併期日、合併の方法、また、地方税や議員の定数、任期の取り扱いなど合併までの経過の中で調整が完了したもので、登米市が誕生した時点の条例制定などにより確定しています。

残りの37件については、「新市において調整する、検討する」などとして合併後の新市の判断に委ねられていたもので、これらは登米市となってからの検討・調整などにより順次実施してまいりました。その処理状況は次のとおりです。

なお、すべての協定項目並びにその処理状況につきましては、各総合支所でも閲覧できるほか、市のホームページにも公開していますので、ご利用ください。

合併協定項目 新市の事務所の位置

【協定内容】

将来の新市の事務所の位置については、新市において検討するものとする。

【実施状況】

新しい事務所の位置については、今後の検討課題としています。

合併協定項目 農業委員会の委員の定数および任期の取り扱い

【協定内容】

9町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。

その後、一つに統合し、選挙区を設けることとするが、選挙区の設定および選挙による委員の定数については、新市において調整する。

ただし、農業委員会等に関する法律の改正があった場合、改正の趣旨を反映させ、委員定数の変更など柔軟に対応するものとする。

【実施状況】

登米市として新たな条例を制定し、選挙で選ばれる委員の定数は40人としています。各地区の定数は、次のとおりです。

選挙区名	定数
迫選挙区	5人
登米・津山選挙区	3人
東和選挙区	3人
中田選挙区	9人
豊里選挙区	4人
米山選挙区	8人
石越選挙区	3人
南方選挙区	5人
合計	40人



合併協定項目 補助金、交付金などの取り扱い

【協定内容】

各種団体への補助金、交付金などの取り扱いについては、従来からの経緯、地域の実情などを考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点および次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。

- ①各町同一あるいは同種の補助金などについては、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。
- ②各町独自の補助金などについては、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

【実施状況】

登米市補助金交付規則を平成17年4月に制定しています。

各種団体への補助金などについては、平成17年度に協定内容に基づいた見直しを行い、次のとおり調整して平成18年度から適用しています。

- ①同種・同一の補助金については、交付の基準を統一しました。合併に伴って統合した団体もありますので、これらの団体については統合後の団体に交付しています。
- ②旧町独自の補助金については、新たな補助金交付要綱を定め、共通の基準で交付しています。

合併協定項目 慣行の取り扱い

【協定内容】

- ①市民憲章、市章については、新市において新たに制定するものとする。
- ②市花、市木、市鳥、市歌、キャッチフレーズ、宣言については、新市において必要に応じて制定するものとする。
- ③名誉市民制度については、新市において必要に応じて制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については、制定の際に新市において検討するものとする。

【実施状況】

- ①市民憲章は平成17年12月5日、市章は平成17年11月1日にそれぞれ制定しています。
- ②今後、必要に応じて制定します。
- ③今後、必要に応じて制定します。

登米市民憲章

わたしたちは、豊かな自然環境に恵まれた水の里をいつまでも愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎながら、世界に羽ばたく住みよい登米市をみんなで作るために、この憲章を定めます。

- 1. わたしたちは、夢や希望を持ち、生き生きとしたまちをつくりまします。
- 1. わたしたちは、健康で働き、豊かなまちをつくりまします。
- 1. わたしたちは、スポーツや文化に親しみ、明るいまちをつくりまします。

合併協定項目 国民健康保険事業の取り扱い

【協定内容】

◆国民健康保険税
賦課方式、本算定期間および納期については、合併時に統一し、税率については新市において調整する。

【実施状況】

◆国民健康保険税
登米市国民健康保険税条例を平成17年4月に制定し、統一しています。なお、平成19年度の税率は、次のとおりです。

医療分	所得割	9.53%
	資産割	10.10%
	均等割	26,000円
介護分 (40歳～64歳)	所得割	2.27%
	資産割	5.50%
	均等割	9,500円
	平等割	6,500円

